

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 介護職就職支援金貸与要綱

(目的)

第1条 介護職就職支援金貸与事業は、他業種で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、介護又は障害福祉分野に就職する者に対し、社会福祉法人石川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が介護職就職支援金（以下「就職支援金」という。）を貸与することにより、本県の介護等人材の確保を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 就職支援金の貸与を受けることができる者は、次の各項のすべてに該当する者で、本会理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等反社会的団体関係者や介護保険法その他関係法令に違反する者、介護保険法その他関係法令に違反する事業所に勤務しようとする者は対象としない。

2 現居住地と住民登録の住所が一致している者。ただし、外国人住民にあつては、次に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 日本人の配偶者
- (2) 一般永住者又はその配偶者
- (3) 特別永住者又はその配偶者
- (4) 定住者又はその配偶者

3 介護福祉士の資格を有する者又は次のいずれかの研修を修了した者又は修了予定の者

(1) 介護分野に就職する場合

- ① 実務者研修修了者（法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者をいう。）
- ② 介護職員初任者研修修了者（介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者いう。）
- ③ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了したとみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級課程及び同2級課程を修了した者をいう。）

(2) 障害福祉分野に就職する場合

- ① 本項第1号に規定する研修を修了した者又は修了予定の者
- ② 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修、同条第5条に規定する重度訪問介護従事者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用をすること。）、同条第6項に規定する同行援護従事者養成研修（基礎、応用を受講する

こと。)及び同条第7項に規定する行動援護従事者養成研修のいずれかを修了した者

4 次のいずれかに就労した者又は就労を予定している者

(1) 介護分野に就職する場合

居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所（別表のとおり）において介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者（派遣により事業所等に勤務を開始することが決定した者も含む。）

(2) 障害福祉分野に就職する場合

障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）（以下、「身体障害者福祉法」という。）第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下、「障害福祉職員」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者（派遣により事業所等に勤務を開始することが決定した者も含む。）

5 事業所等での介護職員等又は障害福祉職員としての実務経験が1年未満（雇用期間が通算365日未満）である者。

6 第3項の事業所若しくは施設（以下「事業所等」という。）で介護職員等又は障害福祉職員として、新たに採用が決定した日から30日以内に第5条の規定により貸与を申請した者。ただし、事業所等で介護職員等又は障害福祉職員として新たに採用が決定した日から雇用開始予定日まで30日以上の間がある場合は、雇用開始予定日までに貸与を申請した者も含む。

7 貸与申請日時時点で、第3条第3項各号に掲げる経費と同じ経費に充てる目的で、生活福祉資金や他の同種の貸付を受けていない者（理事長が特に必要と認める場合を除く。）及び潜在介護人材再就職準備金の貸付を受けたことがない者。

（就職支援金の貸与額等）

第3条 貸与額は200,000円を上限とし、第5条第1項に規定する貸与申請書兼利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

なお、就職と同時に研修を受講する場合においては、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸与することを妨げない

2 貸与回数は1人あたり1回限りとする。

- 3 就職支援金は、次に掲げる経費に充てるものとする。
 - (1) 子どもの預け先を探す際の活動費
 - (2) 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費又は参考図書等の購入費
 - (3) 介護職員等又は障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
 - (4) 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
 - (5) 通勤用の自転車又はバイクの購入費
 - (6) その他、理事長が就労する際に必要となる経費として適当と認める経費
- 4 貸与は万円単位で行うものとする。
- 5 利子は無利子とする。

(連帯保証人)

- 第4条 就職支援金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国内に居住する連帯保証人を立てなければならない。
- 2 連帯保証人は、成年で申請者の債務を負担する資力を有する者でなければならない。
 - 3 申請者が未成年者である場合は、法定代理人を連帯保証人としなければならない。
 - 4 連帯保証人は、就職支援金の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の申請)

- 第5条 申請者は、貸与申請書兼利用計画書（第1号様式）に次に掲げる添付書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の住民票（発行から3か月以内で現居住地と一致したもの）。ただし、未成年で両親と同居している場合は、世帯全員が記載されている住民票
 - (2) 申請者の介護福祉士登録証又は第2条第3項に規定する研修を修了したことを証する書類の写し、就職と同時に第2条第3項に規定する研修を受講する場合は受講することが分かる書類の写し
 - (3) 申請者が介護職員等又は障害福祉職員として新たに採用が決定したことが確認できる書類の写し（採用通知書や雇用条件通知書の写し等）又は採用証明書（第2号様式）
 - (4) 個人情報取扱同意書（第3号様式）
 - (5) 連帯保証人の現住所を証明する公的書類の写し（現居住地と一致したもの）
 - (6) 連帯保証人に資力があることを証明する書類の写し
 - (7) 戸籍全部事項証明書（貸与決定者が未成年の場合で、両親と同居していないときや親権者が1名もしくは未成年後見人のときに限る。）
- 2 前項において、貸与申請書兼利用計画書の内容と添付書類の記載の内容に差異がある場合は、貸与申請書兼利用計画書は受理しないものとする。

(貸与の決定等)

- 第6条 理事長は、本会の予算の範囲内で就職支援金の貸与を行うものとする。
- 2 理事長は、必要な場合には、申請者、連帯保証人及び就労先の事業所等に問い合わせ

又は調査等を行うものとする。

- 3 理事長は、申請者が虚偽その他不正な方法により就職支援金の貸与を受けようとしたことが明らかになったとき、就職支援金の貸与は行わない。
- 4 理事長は、就職支援金の貸与を行うこと又は貸与を行わないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人へ貸与申請書兼利用計画書（第1号様式）に記載の住所あてに通知するものとする。
- 5 就職支援金の貸与決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）は、貸与決定後に貸与を辞退するときは、貸与辞退届（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

（契約の締結）

第7条 貸与決定者は、理事長と就職支援金の貸与に係る契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。

- 2 理事長が就職支援金の貸与を行うことを貸与決定者及び連帯保証人へ通知した日を契約締結日とする。
- 3 貸与決定者は、貸与契約をするにあたっては、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。
 - （1）借用書
 - （2）貸与決定者（未成年の場合を除く。）及び連帯保証人の印鑑登録証明書
 - （3）振込口座届出書（第5号様式）

（就職支援金の貸与）

第8条 就職支援金は、契約締結後一括で貸与するものとする。

（契約の解除）

第9条 理事長は、契約締結の日から就職支援金を指定口座に振り込むまでの間に、貸与決定者が次に掲げる就職支援金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる事由に至ったときは、その契約を解除するものとする。

- （1）貸与申請書兼利用計画書（第1号様式）に記載した就職先の事業所等に就職しなかったとき
 - （2）死亡したとき
 - （3）心身の故障により、生涯にわたり返還免除対象業務（事業所等における介護職員等又は障害福祉職員として従事する介護等の業務をいう。以下同じ。）に従事することができなくなったとき
 - （4）虚偽その他不正な方法により就職支援金の貸与を受けたことが明らかになったとき
 - （5）第1号から第4号以外の事由で就職支援金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき
- 2 理事長は、契約締結の日から就職支援金を指定口座に振り込むまでの間に、貸与決定者から貸与辞退届（第4号様式）の提出があったときは、契約を解除する。
 - 3 理事長は、契約を解除したときは、貸与決定者及び連帯保証人に文書で通知するものとする。

(届出義務等)

第10条 借受人は、この要綱に定める届出及び申請を遅滞なく行わなければならない。ただし、借受人が届出及び申請を行うことができない場合は、次の者が行うものとする。

(1) 借受人が心身の故障等により提出できないとき

連帯保証人又は借受人から委任を受けた者

(2) 借受人が死亡したとき

連帯保証人又は相続人の代表者（相続人が確定していないとき又は相続放棄等で相続人がいないときは、親族の代表者）

2 借受人が県内において返還免除対象業務に従事したときは返還免除対象業務従事届兼証明書（第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

3 返還免除対象業務に従事していた事業所等を退職したときは、返還免除対象業務従事期間証明書（第9号様式）を理事長に提出しなければならない。また、新たな事業所等に就職し、返還免除対象業務に従事した時は、新たに就職した事業所等の返還免除対象業務従事届兼証明書（第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

4 返還免除対象業務の従事状況について、理事長より照会を受けた場合、借受人等は、返還免除対象業務従事期間証明書（第9号様式）により回答しなければならない。

5 借受人又は連帯保証人の住所、氏名、その他の重要な事項に変更が生じたときは、変更届（第12号様式）を理事長に提出しなければならない。

6 借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人の代表者（相続人が確定していないとき又は相続放棄等で相続人がいないときは、親族の代表者）は、借受人死亡届（第13号様式）に事実を証明する書面を添えてその旨を理事長に届け出なければならない。

7 第1項から前項による届出は、借り受けた就職支援金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(返還)

第11条 借受人が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が生じた日又は本会がその事由が生じたことを知った日が属する月の翌月11日から就職支援金を返還しなければならない。

(1) 貸与を受けた日以降に、貸与申請書兼利用計画書（第1号様式）に記載した就職先の事業所等に就職しなかったとき

(2) 貸与を受けた日以降、返還免除対象業務に従事していた事業所等を退職し、災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由によらず、3か月を超えて県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき

(3) 介護職員等として就職支援金の貸与を受けた借受人が、返還免除対象業務に従事していた事業所等を退職し、障害福祉職員として就職したとき。又は障害福祉職員として就職支援金の貸与を受けた借受人が返還免除対象業務に従事していた事業所等を退職し、介護職員等として就職したとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は業務外の事由による心身の故障のため、生涯にわたり返還免除対象業務に従事することができなくなったと認められるとき。

(5) 借受人として、第10条第1項から第5項、第11条第2項及び第13条第4項の届

出等の義務を果たさなかったとき

- (6) 借受人の責による事由により免職されたとき
 - (7) 虚偽その他不正な方法により就職支援金の貸与を受けたことが明らかになったとき
 - (8) その他就職支援金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- 2 前項第1号から第4号及び第8号のいずれかの事由に該当するに至ったときは、借受人は返還届（第7号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 3 返還に係る期間、金額及び返還方法については、返還期間を2年とした月賦均等払方式によるものとする。ただし、借受人の希望により、繰り上げて返還ができるものとする。
- 4 理事長は、返還に係る期間、金額及び返還方法（以下「返還計画」という。）について、借受人及び連帯保証人に文書で通知するものとする。
- 5 第1項第6号から第8号の事由により就職支援金を返還しなければならない者に対して、理事長は一括で就職支援金の返還を求めることができるものとする。
- 6 就職支援金の返還に伴う振込手数料等の費用は、借受人又は連帯保証人が負担するものとする。
- 7 返還された就職支援金の受領日は、本会指定金融機関口座への入金日とする。
- 8 就職支援金の返還について、借受人又は連帯保証人から申し出のない過入金があったときは、借受人の意思を確認することなく、翌月又はそれ以降の返還に充当することができるものとする。
- 9 就職支援金の返還について、契約関係のない第三者より返還の申し出があったときは、借受人の承諾を得た後、返還を受け入れるものとする。ただし、次に掲げる場合には、必ずしも借受人の意思を確認することなく、その返還を受け入れることができるものとする。
- (1) 借受人が死亡、又は行方不明のとき
 - (2) その他、返還を拒否する特別な理由がないとき
- 10 理事長は、就職支援金の返還が完了したときは、借受人及び連帯保証人に文書で通知するものとする。

（返還債務の当然免除及び免除の申請）

第12条 理事長は借受人（第11条第1項各号のいずれかに該当し就職支援金を返還しなければならない者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、就職支援金の返還の債務を免除する。

- (1) 第2条第4項の事業所等に就職した日から、県内において、通算して2年間、返還免除対象業務に従事したとき。ただし、第2条第3項に規定する研修の終了前に貸与を受けた場合は、研修を修了した日から県内において、通算して2年間、返還免除対象業務に従事したとき。
 - (2) 県内において返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、生涯にわたり返還免除対象業務に従事することができなくなったと認められるとき
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、法人における人事異動等により、借受人の意思によ

らず、県外において返還免除対象業務に従事することになったときは、当該業務従事期間については、県内で従事したものとみなす。

- 3 第1項第1号に規定する返還免除対象業務の従事期間の2年の計算については、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とする。
- 4 介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、事業所等の登録期間を含めることもできるものとし、同時に2以上の市町、事業所等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。
- 5 返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設における就学、災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由により県内において返還免除対象業務に従事できない期間が生じたときは、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなす。ただし、第1項第1号に規定する返還免除対象期間には算入しないものとし、返還免除対象業務に従事しているものとみなす期間は通算して5年間を限度とする。
- 6 第1項に規定する返還債務の当然免除を受けようとする者は、返還免除申請書（第6号様式）に返還免除対象業務従事期間証明書（第9号様式）又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。
- 7 理事長は、前項の申請に係る返還債務の当然免除について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。

（返還債務の履行猶予）

第13条 理事長は、第11条第1項第1号から第5号及び第8号による就職支援金の返還開始日の到来後において、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、就職支援金の返還債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 県内において返還免除対象業務に従事しているとき
 - (2) 災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由があるため、県内において返還免除対象業務に従事することができないとき（ただし、その事由の消滅後、県内で返還免除対象業務に従事できる見込みがあるときに限る。）
- 2 前項に規定する返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（第8号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、前項の申請に係る返還債務履行猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。
 - 4 第1項の返還猶予の事由が中断又は消滅し、3か月以内に返還免除対象業務に従事しないときは、借受人は返還届（第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

（返還の債務の裁量免除）

第14条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、職権又は借受人もしくは連帯保証人からの申請により貸与した就職支援金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 第13条第1項に規定する返還猶予期間中に、第12条第1項各号のいずれかの免除

事由に該当するに至ったとき

返還の債務の額の一部

- (2) 借受人が業務外の事由により死亡し、又は業務外の事由に起因する心身の故障のため貸与を受けた就職支援金を返還することができなくなり、かつ、連帯保証人に返還できない真にやむを得ない事由があるとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (3) 長期間所在不明となっている場合等、就職支援金を返還させることが困難であると認められ、かつ、連帯保証人に返還できない真にやむを得ない事由がある場合であつて、返還開始日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- (4) 県内において返還免除対象業務に180日以上従事し、借受人及び連帯保証人に返還できない真にやむを得ない事由があるとき

返還の債務の額の全部又は一部

- 2 前項第1号の一部免除に該当するときの免除額は、第11条第1項の第1号から第4号及び第7号のいずれかの返還開始の事由に該当するに至った日から、第13条第1項の各号のいずれかの返還猶予の事由に該当するに至った日までの月数（30日に満たない日数は1か月に切り上げて換算し、この月数が複数ある場合は合算する）を求め、当該月数分の月賦返還額（返済計画で定められた1か月あたりの返還額）を返還すべき就職支援金の総額から減じた額とする。
- 3 第1項第2号から第4号に規定する裁量免除のうち、一部免除の場合の額は、返還免除対象表業務に従事した期間を、360日で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。
- 4 第1項に規定する返還債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（第6号様式）に返還免除対象業務従事期間証明書（第9号様式）又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。
- 5 理事長は、前項の申請に係る返還債務の裁量免除について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び連帯保証人に通知するものとする。
- 6 第1項及び第4項の規定により一部免除となったとき、一部免除が決定した日が属する月の翌月11日より残りの就職支援金の返還を再開するものとする。その場合、当初の返済計画で定められた月賦返還額を毎月返還していくものとする。

（連帯保証人の変更）

第15条 連帯保証人が死亡、破産、又は国外へ転居したときは、借受人は連帯保証人を変更しなければならない。

- 2 理事長が真にやむを得ない事由があると認める場合、借受人は第1項の理由によらず、連帯保証人を変更することができる。
- 3 借受人が連帯保証人を変更するときは、連帯保証人変更申請書（第14号様式）に次に掲げる添付書類を添えて、理事長に届け出なければならない。
- (1) 連帯保証人の現住所を証明する公的書類の写し（連帯保証申請書に記載の現居住地と一致したもの）

(2) 連帯保証人に所得があることを証明する書類の写し

- 4 理事長は、前項の申請に係る連帯保証人の変更の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者及び変更後の連帯保証人へ連帯保証人変更申請書（第14号様式）に記載の住所あてに通知するものとする。
- 5 第1項の規定に該当しているにも関わらず、借受人が新たな連帯保証人を立てないとき、理事長は一括で就職支援金の返還を求めることができるものとする。ただし、借受人が返還免除対象業務に従事しているときは返還を求めない。

(延滞利子)

- 第16条 理事長は、借受人及び連帯保証人ともに正当な理由がなく、就職支援金を返還しなければならぬ日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、残元金につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
- 2 借受人又は連帯保証人が返還すべき期限を過ぎて返還の債務の額を払込みした場合、払込額が元金（貸与総額）、延滞利子の合計額に満たないときの充当順位は、元金、延滞利子の順とする。
 - 3 理事長は、借受人及び連帯保証人に真にやむを得ない事情があるときは、借受人又は連帯保証人が提出する延滞利子支払免除申請書（第11号様式）に基づき延滞利子を免除することができる。
 - 4 理事長は、前項において、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(合意裁判所)

- 第17条 理事長と借受人又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じたときには、本会所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。

(その他)

- 第18条 この要綱に定めのないものについては、「介護福祉士修学資金等の貸付について」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号）、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」（令和3年5月7日社援基発0507第1号）及び「石川県介護職就職支援金貸与事業実施要綱」（令和3年5月17日厚第359号）による。

附 則

この貸与要綱は、令和3年5月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

本要綱における「事業所等」とは、以下のことをいう。

【介護分野】 訪問介護事業所

訪問入浴事業所（介護予防含む。）

通所介護事業所

第一号訪問事業及び第一号通所事業を実施する事業所

通所リハビリテーション事業所（介護予防含む。）

短期入所生活介護事業所（介護予防含む。）

短期入所療養介護事業所（介護予防含む。）

特定施設入居者生活介護（介護予防含む。）

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

介護療養型医療施設

介護医療院

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

夜間対応型訪問介護事業所

認知症対応型通所介護事業所（介護予防含む。）

小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防含む。）

認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防含む。）

地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

地域密着型老人福祉施設入所者生活介護事業所

複合型サービス事業所

地域密着型通所介護事業所

【障害分野】 障害者支援施設

障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）

相談支援事務所

障害児入所施設

障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

障害児相談支援事業所

地域生活支援を実施する事業所

基幹相談支援センター

身体障害者生活訓練等事業所

手話通訳事業所

介助犬訓練事業所

身体障害者社会参加支援施設

地域活動支援センター
福祉ホーム